

平成 28 年度

第 2 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 28 年 5 月 9 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター 1 階 コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 28 年 6 月 1 日公告) の決定について

議案 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 5 非農地証明申請について

議案 6 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査リストに係る非農地の決定について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至		○	26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三	○	
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗		○	33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次		○	34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸	○	
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美	○		39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬	○	
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森末 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆		○
出張所長	中村 裕造		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀		○	出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲	○		係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効		○	出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大	○		主任主事	角脇 健太		○

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、平成28年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、横谷会長より、開会のご挨拶をいただき、引き続き、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

会長あいさつ (会長：あいさつ 以下 略)

議 長：それでは、会議を開会いたします。
ただいまの出席委員は 39 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。
7 番田邊委員さんと 8 番倉本委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議 長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。
なお、受付番号 1～10 の 10 件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。
「農地法第 3 条の規定による許可について」
受付番号 1 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 2 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 3 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 4 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 5 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 6 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 7 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 8 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 9 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：受付番号 10 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 28 年 5 月期の申出分については、別紙 「平成 28 年 6 月 1 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

平成 28 年 6 月 1 日付け公告し、平成 28 年 6 月 1 日付けより契約開始となります。

内訳は、一般分、

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤委員 整理番号 1 について賃借料が不自然だが再確認をお願いしたい。

事務局 利用権申出書の用紙には、台帳面積と水張面積を記載することとしており、賃借料については、水張面積での算定がなされている。本議案には公告の関係上、台帳面積を表記しており 10 アール当りの賃借料と合計の賃借料の計算結果がずれることとなる。

議 長 : その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長 : つづきまして議案第 3 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号 1 の 1 件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概要)

受付番号 1

位置等 : 説明資料の 4 ページから 5 ページに記載

転用事由 : 河川増水時に、田へ水が流入するため農地のかさ上げを行うもの

資金計画 : 100 万円、全額自己資金で対応

周辺影響 : 影響ないと確認

除外手続 : 一時転用であるので除外不要

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 4 条の規定による許可について」

受付番号 1 を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。
受付番号1の1件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号1

位置等：説明資料の6ページから7ページに記載
転用事由：山内保育所耐震改修工事に伴う仮設園舎建設のため
資金計画：3400万円余り、庄原市平成28年度予算措置済み
周辺影響：土砂流出や上下水利用による影響ないと確認
除外手続：3年以内の一時転用であるので除外不要、農地復元計画提出済み

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第5条の規定による許可について」

受付番号1を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第5号「非農地証明について」を上程します。

受付番号4は取り下げとなりましたので、1から3、5から9の8件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

議案訂正：受付番号6「小堤328番の現況 原野を山林に変更」

受付番号1から3については隣接する場所となりますので一括で説明

位置等：説明資料の6ページと8ページに記載
潰廃事由：申請地までの道幅が狭く、通行が不便で耕作しなくなり原野化し現在に至る。
現地確認：笹、すすき、雑木が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号5

位置等：説明資料の6ページと9ページに記載
潰廃事由：平成3年頃から労働力不足により耕作しなくなり現在に至る。
現地確認：笹、雑木が繁茂し、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号6

位置等：説明資料の6ページと11ページに記載
潰廃事由：基盤整備時の残地で耕作しなくなり原野となり現在に至る。
現地確認：基盤整備の残地で耕作には不向きな形で傾斜地でもあった。北西部に位置する2筆については、雑木が繁茂、また、松などが植生する山林であり農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号7

位置等：説明資料の4ページと10ページに記載
潰廃事由：所有者が高齢で遠隔地におり、平成6年頃から耕作できなくなり原野化し現在に至る
現地確認：多年草や雑木が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 8

位置等：説明資料の 4 ページと 11 ページに記載

潰廃事由：所有者が高齢であり、平成元年頃から耕作できなくなり原野化し現在に至る

現地確認：庭木を始とした多年草や雑木が繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 9

位置等：説明資料の 13 ページと 14 ページに記載

潰廃事由：労働力不足により、約 20 年前から耕作しておらず原野化し現在に至る

現地確認：篠竹などが繁茂し農地として復旧することが困難と現地確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

17 番森兼委員 受付番号 1 から 3 の関係についておきかせいただきたい。

説明資料 8 ページの状況を見ると一筆の面積が比較的大きく、しかも連担した農地集団にみえる。農地に至る道路幅が狭いなど説明にあったが、申請地の周辺状況と農業委員としての当地区への取組み経過を担当委員に説明願いたい。また、基盤整備はなされていないのか。

10 番伊藤委員 農地に至る道路幅については軽トラックがサイドミラーを畳んで通れる程度、昔の耕運機なら通れるが中型、大型の農機具は通行できない状況である。

申請地周辺のこれまでの非農地化への状況はすべてが把握できていないが、南側の養魚池の周辺は荒れておりその申請地の奥も同じような状況である。

今回の申請者から相談があった折、周辺現況状況からも担当委員として農地への復元は困難な状況であると判断し非農地証明申請をすすめた。

17 番森兼委員 これだけの農地が原野化するのには普段の農地パトロールで防げる部分もあるのではないかと思う。農業委員会組織等の改革などあるが、遊休地の問題が今後、国からも対策の柱と位置づけられており、その辺の考え方をこの委員会でも確認していただき、いち農業委員としても地域での活動に対してそのあたりを再認識する必要を感じご意見をさせていただいた。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 1 から 3、5 から 9 の 8 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、受付番号 1 から 3、5 から 9 の 8 件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 6 号「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査リストに係る非農地の決定について」を上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明概略以下)

荒廃農地調査において B 判定の農地について、所有者の同意が取れた段階で議案提案している。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査リストに係る非農地の決定について」決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後2時33分)